

規約

東京都立桜修館中等教育学校 PTA

令和6年5月

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、東京都立桜修館中等教育学校PTA（略称 桜修館PTA）という。

第2条(所在地)

本会は、東京都目黒区八雲1丁目1番2号、東京都立桜修館中等教育学校内に置く。

第3条(代表者)

本会の代表者は、第8条第2項に定める会長とする。

第4条(会員)

本会の会員は、本校生徒の保護者および本校の教職員とする。

第5条(入会および継続)

本会への入会は任意とし、入会希望者は所定の入会届けを提出する。なお、年度末の時点で退会手続きのない場合は毎年度自動継続とする。

第6条(退会)

1. 本会の会員は所定の退会届を提出することでいつでも退会することができる。
2. 年度途中に何らかの理由で本校を転出する会員は必ず退会届を提出すること。なお、学校が認めた転出日を起算日とし30日間、退会届の提出がない場合は桜修館PTAにおいて退会処理ができるものとする。
3. 年度末で本校生徒が卒業および本校教職員が異動、退職の場合は自動退会扱いとして桜修館PTAで処理することができるものとする。

第7条(目的)

本会は、会員の理解と協力により、本校教育の充実・発展に寄与すると共に、会員の教養の向上および相互の親睦を図ることを目的とする。

第8条(方針)

本会は、前条に定める目的に沿って活動するが、学校の人事・運営には干渉しない。また、営利的・政治的・宗教的活動は一切行わない。

第9条(事業)

本会は、その目的達成のため、以下のような事業を行う。

1. 本校の教育の充実に関わること。
2. 会員・生徒の福利・厚生に関わること。
3. 会員の教養の向上と相互の親睦に関わること。
4. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第10条(個人情報の取り扱い)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「東京都立桜修館中等教育学校PTA 個人情報取扱規則」に基づき適正に運用するものとする。

第2章 役員等の構成

第11条(構成)

本会には、次の役員・会計監査をおき、保護者役員は、前年度進級在校学年保護者で構成する。

1. 顧問 1名(学校長)
2. 役員
 - (a) 会長 1名(保護者)
 - (b) 副会長 5名(保護者3名と副校長2名)
 - (c) 書記 2名(保護者)
 - (d) 会計 2名(保護者)
 - (e) 総務 1名(経営企画室長)
3. 監査 2名(保護者)

第12条(任期)

1. 役員・会計監査の任期は、当年度の4月1日から3月31日までの1年を原則とする。
2. 役員任期は、在学期間中3年を限度として、再任できる。

第3章 役員等の任務、選出および承認

第13条(任務)

役員・会計監査の任務は、次の通りとし、兼務を認めない。

1. 会長は、本会を代表し、会務全般の指揮と渉外活動を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、教職員と保護者の連絡・交流を行う。また管轄する委員会と役員会の連絡を行う。この他会計を統括する。
3. 書記は、運営委員会などの議事の記録にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を行う。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
6. 総務は、PTA 手続の学校窓口を行う。

第14条(選出および承認)

第11条のうち、保護者が務める役員・会計監査の選出および承認は、次の通りとする。

1. 候補者選出のため、役員選考委員会を設置する。
2. 役員選考委員会の構成については、細則で定める。
3. 当該年度の役員選考委員の氏名は、役員選考委員会が発足後、ただちに会員に発表しなければならない。
4. 役員選考委員会は、保護者役員・会計監査候補者を決定次第、運営委員会に当該候補者名を報告し、承認を得るものとする。
5. 4で運営委員会の承認を得た保護者役員・会計監査候補者名は、速やかに会員に発表の上、年度末までに選挙等の方法により会員の5分の1以上の承認を得て決定するものとする。

なお、承認後、ただちに会員に発表しなければならない

第15条(教職員)

第11条のうち、教職員が務める役員は次の通りとする。

1. 顧問 学校長がその任にあたる。
2. 副会長 副校長がその任にあたる。
3. 総務 経営企画室長がその任にあたる。

第16条(欠員)

年度の途中で、保護者が務める役員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会で審議して、これを補う。

第4章 機関とその役割

第17条(機関)

本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 役員選考委員会

第18条(総会)

総会は、最高の議決機関であり、次のことを行う。なお、定期総会は、毎年度一回速やかに開催することとする。また、必要と認められる場合には電磁的に書面にて総会を開催することができる。

1. 予算・決算および事業計画の審議と承認
2. 本会規約の改正
3. その他必要な事項や議案の審議と承認

第19条(総会の運営)

総会の運営は、次の通りとする。

1. 総会は、委任状を含めて会員の5分の1以上の出席をもって成立する。書面にて総会を開催する場合は回答をもって出席とする。
2. 議長は、出席会員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。書面にて総会を開催する場合も同様とする。

第20条(臨時総会)

1. 会長は、必要がある場合には、臨時総会を開くことができる。
2. 運営委員会構成員の過半数の要請がある場合は、会長は早急に臨時総会を開かなければならない。

第 21 条(運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。
2. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 運営委員会の議決は、出席運営委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 22 条(運営委員会の構成)

運営委員会の構成は、次の通りとする。

1. 本会の役員
2. 学年委員会および専門委員会の正・副委員長
3. 第 27 条に定める特別委員会の正・副委員長
4. 運営委員がやむを得ず欠席する場合は、代理出席を認める。その際、代理出席者は会の議決権を有する。
5. 前項以外に、会長が必要と認めた場合、議決権を有しないオブザーバーとして運営委員会に参加させることができる。

第 23 条(運営委員会の審議事項)

運営委員会は、次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案書
2. 学年委員会および専門委員会が立案した事業計画
3. 特別委員会設置に関する事項およびその活動計画
4. 役員・会計監査・委員長等に欠員が生じた場合の補充
5. その他、細則の決定など、本会の運営上必要な事項

第 24 条(学年委員会および専門委員会)

学年委員会は 1 学年～6 学年の各委員会、専門委員会は広報誌・教養・植栽の各委員会があり、その構成については細則で定める。

第 25 条(学年委員会および専門委員会の任期)

1. 学年委員会・専門委員会の任期は、当年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年を原則とする。ただし、当該の次年度委員が選任されるまではその任につく。
2. 委員は、在学期間中再任を妨げない。

第 26 条(学年委員会および専門委員会の任務)

学年委員会および専門委員会の任務は、次の通りとする。

1. 学年委員会は、学級・学年の運営に協力し、教職員と保護者および保護者相互の連絡・交流に努める。
2. 教養委員会は、会員・生徒の教養の向上に関する事業を行う。
3. 広報誌委員会は、会員間のコミュニケーション促進のため、機関誌の発行を行う。
4. 植栽委員会は、学校の植栽環境の向上に関する事業を行う。
5. 上記の役割を踏まえ、学年委員会および専門委員会の担務は、細則で定める。

第 27 条(特別委員会)

運営委員会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第 28 条(会の招集)

総会および運営委員会の招集は、原則として会長が行う。

第 29 条(顧問)

顧問は、会務の全般にわたり、学校との調整を図るため、総会および運営委員会に出席し、本会の活動の企画・運営に関して意見を述べ、相談に応じるものとする。

第 5 章 会計

第 30 条(本会の経費)

本会の経費は、会費その他の収入を以ってこれに充てる。

第 31 条(会費)

1. 会員の会費の金額は、総会の承認を得て決定する。
2. 会費は、1 家庭につき、年額 4,000 円とする。

第 32 条(会費の免除)

保護者会員については、学校から授業料減免決定を受けている場合、また、要保護・準要保護生徒援助に認定されている場合には、会費を免除することができる。

第 33 条(本会会計の管理方針)

本会会計の管理方針は、運営委員会の承認をもって会長がこれを別に定めることとする。

第 34 条(本会の会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、4月1日から総会までは暫定予算を設けることができる。

第 35 条(会費の使途)

本会が徴収した年会費は、本会の事業計画に基づき運営委員会で承認された事業に支出されることを原則とする。
PTA 運営および PTA 主催の事業及び共同事業に支出されるものであり、一部の地域・一部の関連団体に偏ることなく、PTA 全体または、生徒の学校生活に寄与する活動に支出されることを原則とする。

第 6 章 補則

第 36 条(規約の変更)

本会規約の変更は、運営委員会の審議を経て、総会で承認されなければならない。

第 37 条(細則の決定)

本会規約の実施に関する細則は、運営委員会の承認をもって会長がこれを定めることができる。

<付則>

1. この規約は規約改正承認日より実施する。

平成 19 年 5 月 18 日 成立
平成 20 年 3 月 15 日 改正
平成 21 年 3 月 14 日 改正
平成 21 年 5 月 16 日 改正
平成 22 年 1 月 23 日 改正
平成 23 年 2 月 26 日 改正
平成 24 年 3 月 10 日 改正
平成 25 年 3 月 2 日 改正
平成 27 年 7 月 4 日 改正
平成 30 年 11 月 10 日 改正
令和 3 年 12 月 29 日 改正
令和 6 年 2 月 10 日 改正

東京都立桜修館中等教育学校PTA 細 則

◇規約第 37 条（細則の決定）に基づき、次のような細則を設ける。

第 1 条（文書等の保存）

各機関の活動に関する記録は、整理の上、保存するものとする。

- イ. PTA 規約・細則等 6 年間保存
- ロ. 総会議事録、運営委員会議事録 6 年間保存
- ハ. 会計帳簿 6 年間保存
- ニ. 会員名簿 6 年間保存
- ホ. 広報誌および各委員会の冊子等 6 年間保存
- ヘ. 運営委員会だより等 6 年間保存
- ト. 各委員会活動記録 6 年間保存

※但し、「イ・ロ・ハ」の原本データは無期限保存

第 2 条（役員選考委員会）

1. 規約第 14 条第 1 項（役員選考委員会の設置）は、運営委員が発議し、発足する。
2. 規約第 14 条第 2 項（役員選考委員会の構成）については、1 学年から 4 学年で各 4 名の選出者で構成する。
3. 2 名を限度として助言者として現役員または教職員を参加させることができるものとする。ただし、現役員は翌年退任する予定の場合に限る。
4. 役員選考委員会の活動は、選挙等の方法による新役員等の承認および発表をもって終了する。

第 3 条（役員選考委員選出）

1. 役員選考委員は、1 学年から 4 学年まで各クラス毎を原則として 1 名選出する。
2. 保護者の現役員・会計監査は、役員選考委員になることはできない。
3. 役員選考委員が、役員・会計監査候補に選ばれた場合は、直ちに選考委員を解任される。

第 4 条（学年委員および専門委員の担務）

規約第 24 条（学年委員会および専門委員会）に定める各委員会の担務は、次の通りとする。

1. 学年委員会は、教職員と保護者相互の連絡とクラス会等の運営を行う。
2. 広報誌委員会は広報誌を発行おける全般の業務を行う。
3. 教養委員会は学校と共催にて「学フォーラム」の企画運営を行う。
4. 植栽委員会は校舎内所定の花壇の管理等を行う。
5. 記載のない業務については都度検討し、運営委員会で決定することができる。

第 5 条（学年委員および専門委員選出）

規約第 24 条（学年委員会および専門委員会）については、各委員会の構成は、次の通りとする。

1. 学年委員会の委員は各学級より 1 名もしくは 2 名選ぶ。
 - イ. 広報誌委員会の委員は、1 学年から 4 学年は各学年で 4 名から 8 名選ぶ。
5 学年及び 6 学年は、希望があればそれぞれ 8 名まで選ぶことができる。
 - ロ. 教養委員会の委員は、1 学年から 5 学年は各学年で 4 名選ぶ。
6 学年は、希望があれば 4 名まで選ぶことができる。
 - ハ. 植栽委員会の委員は、1 学年から 5 学年は各学年で 4 名選ぶ。
6 学年は、希望があれば 4 名まで選ぶことができる。
- 二. 特別委員会の委員は、人数の規定を設けない。
2. イ. 各委員会は、正・副委員長を互選する。
ロ. 正副委員長は各委員会につき 1 名とする。
3. 1. と 2. に定める選出手続きは、できる限り早い時期に行う。
4. 専門委員会、特別委員会が実施する事業について、役員会との協議の上で、サポーターを募り各事業に側面的に参加させることができる。
5. 学年委員会、専門委員会、特別委員会からの求めがあり、運営委員会の決めるところにより、委員を追加募集することができる。

第 6 条（PTA 会費の徴収および返金の扱い）

1. 桜修館 PTA は PTA 会費の徴収を桜修館中等教育学校に委託することができる。委託内容については別途覚書を締結するものとする。

2. 年度途中で入会した場合は、年会費を 12 等分し、届け出た月を含む月数を乗じて計算するものとする。
3. 本校生徒が転出や休学等、本校教員が異動や退職した場合は、会員からの請求に応じて返金することができる。なお、返金額は年会費を 12 等分し、所属した月を除いた残月数を乗じて計算するものとする。また、年度途中で規約第 32 条（会費の免除）となった場合も返金する。

第 7 条（慶弔規定）

1. 本会は、生徒および会員の弔事に際し、本規定により弔意等を表す。ただし役員会の協議により、必要な場合には本規定とは別に、慶弔等の意を表すことができる。
2. 慶弔の規定は、下記の表による。

事由	死亡	その他（入院・火事見舞い等）
生徒	¥20,000	協議
会員	¥10,000	協議

第 8 条（PTA サークル）

1. 会員は、会員の教養の向上および相互の親睦のため、PTA サークルを設立することができる。
2. PTA サークルの設立は、3 名以上の発起人により提案され、運営委員会で承認を受けなければならない。また、年度末に役員会に活動報告書を提出しなければならない。
3. PTA サークルの活動は、学校活動を妨げてはならない。

第 9 条（生徒支援金規定）

以下の各号に該当する活動について運営委員会の承認を経て生徒支援金を支給する。

1. （初出場お祝い金＝部活動）部活動において、個人種目、団体種目を問わず、学校を代表して参加した各級公式大会（区大会、都内ブロック大会、都大会、関東大会その他の広域圏大会又は全国大会をいう。）に当該部の創設以来、初めて出場した場合、一部活あたり 5,000 円を支給する。同じ年度においてさらに上級の大会に出場した場合も同様とする。
2. （初入賞お祝い金＝部活動以外）部活動以外で、個人、団体を問わず、学校を代表して参加した卓越した能力に関する各級公式コンクール（発表会、展覧会を含む。）に本校創設以来、初めて上位入賞した場合、一参加あたり 5,000 円を支給する。同じ年度においてさらに上級のコンクールで上位入賞した場合も同様とする。
3. （遠距離大会支援金）東京都以外の場所で開催される各級公式大会又は各級公式コンクールに出場するために 1 泊以上宿泊した場合、出場生徒 1 人につき 10,000 円を支給する。ただし、一部活または一団体 10 人を超える場合は 10 万円を限度とする。
4. （手続き）本校校長の推薦を受けて、1 及び 2 のお祝い金、3 の支援金は副校長が別途定める所定の手続きで申請すること。

平成 19 年 5 月 18 日 成立
 平成 20 年 5 月 10 日 改正
 平成 20 年 12 月 6 日 改正
 平成 21 年 2 月 14 日 改正
 平成 21 年 3 月 14 日 改正
 平成 22 年 1 月 23 日 改正
 平成 23 年 1 月 29 日 改正
 平成 23 年 5 月 14 日 改正
 平成 25 年 3 月 2 日 改正
 平成 26 年 3 月 10 日 改正
 平成 27 年 6 月 6 日 改正
 平成 28 年 2 月 13 日 改正
 平成 30 年 1 月 20 日 改正
 平成 30 年 3 月 3 日 改正
 令和 4 年 12 月 17 日 改正
 令和 6 年 2 月 17 日 改正
 令和 6 年 5 月 11 日 改正